令和3年度(2021年度)金沢大学法科大学院 入学試験問題 【A日程】法律専門科目試験

憲法 採点基準

問題1 20点

本件における市長に対する不倫疑惑の報道が、いかなる理由から「公共の利害」及び「公益目的」に当たるかに関して、それらが適切な理由づけから論証されているかにつき、5点を配点する。また、最大判昭和44年6月25日刑集23巻7号975頁における相当性の理論に基づく判断枠組みについて正確な言及がなされているかに関して、5点を配点する。加えて、本件のように、報道機関の記者が複数の取材対象者に対して、裏取り取材を試みたものの、それらの証言が後に虚偽であると判明した場合に、「真実であると誤信するに相当の理由」があると認定しうるかどうかにつき、適切に評価されているかについて、10点を配点する。その他、報道の自由における憲法上の価値について、明確な説明がなされている場合には、3点を限度に加点する。

問題2 5点

法律上の争訟性の定義に関して、司法権の及ぶ範囲が、①事件性の要件及び、②終局性の要件によって限定される点につき、具体的に論じられているかどうかにつき、5点を配点する。また、関連して、最三小判昭和56年4月7日民集35巻3号443頁の判旨において、①には該当するが、②の要件を満たさないとして、法律上の争訟性が否定された点につき、適切な言及がなされている場合には2点を限度に加点する。